

実績判定期間	(自) 令和2年 4月 1日
	(至) 令和3年 3月 31日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		400,000,000
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	350,000,000
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	350,000,000
国等からの補助金等の額(3)※ (①)-(2)の額を限度とする。)		50,000,000
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		100,000,000

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		500,000,000
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		500,000,000

※経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = 20 %
-----	--